

# 北海道農業振興地域整備基本方針

昭和45年(1970年)	3月26日	策定
昭和51年(1976年)	3月31日	変更
昭和60年(1985年)	8月28日	変更
平成13年(2001年)	4月13日	変更
平成19年(2007年)	1月11日	変更
平成22年(2010年)	12月10日	変更
平成28年(2016年)	4月15日	変更
令和3年(2021年)	5月14日	変更

北海道の農業は、恵まれた自然と豊かな大地のもとで、先人たちのたゆみない努力の積み重ねにより、本道の経済を支える重要な産業として発展してきた。

本道の耕地面積は全国の約4分の1を占め、専門的な農家を主体とした土地利用型の農業を中心に府県よりも規模が大きく生産性の高い農業を展開し、我が国最大の食料供給地域として、供給熱量（カロリー）ベースの食料自給率は196%（平成30年度（2018年度）概算値）と極めて高い水準となっている。

しかしながら、経済のグローバル化が進展する中、人口減少・高齢化の進行や地域コミュニティ機能の低下、ライフスタイルや消費者ニーズの多様化など、様々な変化に直面しており、本道農業が将来にわたって、我が国の食料自給力と自給率の向上に貢献し、我が国最大の食料供給地域として、食料自給率の目標達成に最大限寄与できるよう、農業・農村の役割や機能に対する道民のコンセンサスづくりを進めながら、農業・農村の振興に取り組んでいく必要がある。

このため、優良農地を確保するとともに、担い手への農地の利用集積・集約化を進め、その適切な利用を推進することを基本に、国の北海道総合開発計画や食料・農業・農村基本計画を踏まえ、新たな北海道総合計画並びに北海道農業・農村振興条例（平成9年北海道条例第10号）に基づき策定している北海道農業・農村振興推進計画等の計画に即した農業・農村振興施策の実施を通じて本道農業の持続的な発展を図っていく。

こうした中、国は、令和2年（2020年）12月8日、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）第3条の2の規定により定めた「農用地等の確保等に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）を変更し、公表したところである。

道は、基本指針の変更に伴い、農業振興地域の指定及び市町村が定める農業振興地域整備計画（以下「市町村整備計画」という。）の策定に際し、その基準ないし基本となるべき事項を定めた「北海道農業振興地域整備基本方針」（以下「道基本方針」という。）を、法第5条の規定に基づき変更する。

## 第1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項

### 1 確保すべき農用地等の面積の目標等の基本的考え方

#### (1) 目標の設定の考え方

北海道の農地面積は、平成2年（1990年）の120万9千ヘクタールをピークに減少傾向にあり、令和元年（2019年）には114万4千ヘクタールとなっている。

これは、転用・荒廃農地等によるかい廃が続いていることによるものである。

法第8条第2項第1号の規定に基づく農用地等（農用地区域内農地）の面積の目標は、今後における農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適切な運用と諸施策を通じた農用地等の確保のための取組を一層推進することを通じ、次により設定する。

ア 確保すべき農用地区域内の農地面積の目標年は基本指針と同様に令和12年

(2030年)とし、目標設定の基準年を令和元年(2019年)とする。

イ 令和元年(2019年)における農用地区域内の農地面積(荒廃農地を除く。)は、112万2千ヘクタールであり、これまで(平成27年(2015年)から令和元年(2019年)まで)のすう勢が今後も継続した場合、次の要因により、令和12年(2030年)までに3,730ヘクタールの農地が減少し、111万8千ヘクタールになると見込まれる。

(ア) 農地以外の用途に供するための農用地区域からの除外

(イ) これまでのすう勢が今後も継続した場合に発生が見込まれる荒廃農地

ウ 令和12年(2030年)までに、次による農用地区域への編入促進で2,848ヘクタールを確保する。

(ア) 農業振興地域における農用地区域以外の地域(農振白地地域)の農地のうち、法第10条第3項各号に掲げるものについて、農用地区域への編入を積極的に促進することにより、集団的に存在する農地等であって一定の要件を備えたものの相当部分を編入。

(イ) 農業の生産条件の不利を補正するための中山間地域等における支援、地域・集落における農地保全に関する共同活動の支援及び農業生産基盤整備事業等の施策の推進による農用地区域への編入。

エ 農用地区域内農地については、次の施策により、これまでのすう勢が今後も継続した場合における令和12年(2030年)までの荒廃農地の発生見込み面積を24ヘクタール防止する。

(ア) 農地中間管理機構を通じた担い手への農地の利用集積・集約化の推進

(イ) 農業生産基盤の整備による良好な営農条件の確保

(ウ) その他の農業振興施策

オ 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の結果、抜根、整地、区画整理、客土等により、通常の農作業による耕作が可能と見込まれるとされた農用地区域内の荒廃農地については、多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度による共同活動の支援、農地中間管理機構を通じた担い手への農地の利用集積・集約化の加速化、農業生産基盤整備の効果的な活用その他の関連施策により415ヘクタール解消する。

## (2) 確保すべき農用地等の面積の目標

令和12年(2030年)までの確保すべき農用地区域内の農地面積の目標値は、(1)のイのすう勢による農地面積に、ウからオまでの施策を通じた農用地等の取組による効果を加味し、112万2千ヘクタールとする。

## 2 諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進

### (1) 農用地区域内農地の保全・確保の基本的な方針

食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)は、「食料の安定供給の確保」、「多面的機能の発揮」、「農業の持続的な発展」及び「農村の振興」という基本理念を掲げているが、その実現を図っていくためには、我が国最大の食料供給地域であり、国民の食を持続的に支える重要な役割を担う本道においては、次世代の農業者をはじめ多様な担い手と人材が活躍し、北海道の潜在力をフルに発揮することで、国民全体の食、道民生活や地域経済を支える力強く魅力ある農業・農村を確立することが必要である。

また、道民の理解に支えられながら、農業生産基盤や食料等の安定生産体制の整備、ブランド力の強化などを着実に推進して生産力と競争力を高め、持続可能で生産性が

高い農業を、国内外の需要を取り込みながら展開するとともに、幅広い人材の確保・定着に力を入れ、これらの多様な人材が活躍できる農業・農村を築き上げることが重要である。

このため、新規就農者の育成・確保や担い手の経営体質の強化、農業法人の育成などにより、農業・農村を支える多様な担い手の育成・確保を推進しつつ、次の基本的な方針により、農用地区域内農地の保全・確保を図る。

ア 優良農地の確保

農業生産の基礎的資源である農地を良好な状態で保全・確保し、次の世代に引き継ぐものとする。

イ 農地の利用集積・集約化の促進

担い手への農地の利用集積・集約化を促進するものとする。

ウ 農地の有効利用

地域における総合的な土地利用の調整のもと、主体的かつ計画的に、農地の有効利用を図るものとする。

(2) 農業振興地域制度の適切な運用

道及び市町村は、農林水産大臣が定めた基本指針及び道基本方針に基づき、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立に向けて、必要な農用地等の確保を図るため、農業振興地域制度を主体的かつ効果的に運用する。

特に、農用地区域は、担い手への農地の利用集積・集約化や農業生産基盤の整備、荒廃農地の発生防止・解消などの農業振興施策を計画的かつ集中的に実施する一方で、農地転用を原則として認めない区域であることから、農用地等をできるだけ保全・確保することを旨として、編入要件を満たす農地の積極的な編入や除外の抑制等の取組を通じ、制度の適切な運用を図る。

また、法第12条の2の規定に基づく市町村が行う基礎調査について計画的に実施するよう促すとともに、農用地利用計画に係る平面図の作成にデジタル地図を用いるなど、デジタル化推進を積極的に図ることにより、農用地等の面積や土地利用に関する現況の適切な把握に努める。

(3) 農地の保全・有効利用

農業委員会や農地中間管理機構による認定農業者等の担い手への農地の利用集積・集約化の促進、地域コミュニティによる活動や生産条件が不利な中山間地域等における営農の継続に対する支援、農地法(昭和27年法律第229号)に基づく遊休農地に関する措置、荒廃農地の再生利用活動への支援等により荒廃農地の発生防止・解消・有効利用を推進するものとする。

(4) 農業生産基盤の整備

農地中間管理機構等との連携を図りつつ農地の大区画化や排水対策を推進するとともに、自動走行農機、ICT水管理等の営農の省力化等に資する技術の活用を可能にする農業生産基盤の整備を展開するほか、農業水利施設を長寿命化し、ライフサイクルコストを低減する戦略的な保全管理を推進する等、農業生産基盤の整備・保全管理を通じ、良好な営農条件を備えた農地の確保を図る。

この場合、現状が農用地区域外の土地であっても当該土地を含めて整備を行うことが適当と認められるものについては、当該土地を積極的に農用地区域に編入するものとする。

(5) 非農業的土地需要への対応

非農業的土地需要に対応するための農地転用を伴う農用地区域からの除外を行う場合には、農用地区域内農地の確保を基本とした適切かつ厳格な運用を図ることとともに、市町村の振興に関する計画や都市計画等の他の土地利用計画との調整を行い、計画的な土地利用の確保を図る。

この場合、市町村整備計画の管理については、計画的に行うことが重要であり、その変更は、原則として、おおむね5年ごとに法第12条の2に規定されている基礎調査等に基づき行うものとする。

ただし、法第10条第4項に規定されている土地に係る場合は、この限りではない。

(6) 公用公共用施設の整備との調整

国、道又は市町村は、農用区域内の土地を公用公共用施設の用に供するために農用地利用計画の変更を必要とする場合には、農用地利用計画の尊重と農用区域内における土地の農業上の利用の確保という法第16条に規定される国及び地方公共団体の責務にかんがみ、法第13条第2項に規定する農用区域の変更の要件を満たすよう努めるものとする。

(7) 交換分合制度の活用

農用区域内の土地の農業上の利用を確保するため、農用地利用計画の変更を行うに当たって、土地所有者その他土地に関し権利を有する者等の意向を踏まえ、法第13条の2に規定されている交換分合制度の活用を図るほか、土地改良法(昭和24年法律第195号)に規定する交換分合制度の活用も併せて推進する。

(8) 推進体制の確立等

道基本方針の変更及び市町村整備計画の策定・変更に当たっては、地域の振興に関する計画との調和などに留意し、農業振興地域制度の円滑かつ適正な運用を図る。

このため、道及び市町村は、それぞれ、関係部局間の連絡調整を円滑に行うとともに、道においては、農林業団体、北海道都市計画審議会、市長会、町村会、商工会議所連合会、商工会連合会、中小企業団体中央会その他道段階の関係団体を代表する者から、市町村においては、農林業団体、市町村都市計画審議会、商工会議所、商工会、その他市町村段階の関係団体及び集落代表者から必要に応じ広く意見を求めるものとする。

(9) 市町村農業振興地域整備計画の策定・変更手続

市町村整備計画の策定・変更にあたっては、当該計画案を策定・変更する理由を付して縦覧し、市町村の住民からの意見書の提出の機会を付与することにより手続きの公正性・透明性の向上を図り、地域の合意の下で、農用地等の確保のための取組及び各種農業振興施策を計画的かつ円滑に推進するものとする。

### 3 農業上の土地利用の基本的方向

(1) 自然条件等

本道は、日本の最北端に位置し、面積は8万3,424㎢で国土面積の2割以上を占め、そのうち約9割が農地や森林、原野、水面等の自然的な土地利用となっている。

気候は、温帯から亜寒帯に属していることと面積の広大さから、地域差や年間の気温変動が大きく、四季の移り変わりが明確であることが特徴となっている。

地域によっては、夏場に最高気温が30度を越えることがしばしばあり、農作物栽培期間中の日照時間は都府県と大差がないが、降水量はやや少なめである。

土壌は、耕地の約3分の2が火山性土、重粘土、泥炭土などの特殊土壌であり、その多くが農作業や作物生育を阻害する排水不良地となっている。

(2) 土地利用の現況

本道は、東北6県に新潟県を加えた面積より大きく、地形的にも大きな広がりを持ち、気象や土地条件が地域によって異なることから、それぞれの地域ごとに特色のある農業が展開されている。

道南地域では、温暖な気候を活かして、野菜や米を中心に、馬鈴しょ、豆類等の畑

作物を加えた農業が営まれており、道央地域では、水資源が豊富で比較的高温な夏季の気候を活かして、米や野菜等を主体とした農業が展開されている。

また、道東・道北地域では、恵まれた土地資源を活かした大規模な畑作や、EU諸国の水準に匹敵する大規模で機械化された酪農などが展開されている。

### (3) 農業及び農業的土地利用の推進方向

本道の農業・農村は、安全・安心で良質な食料の安定供給や美しい農村景観の形成など多面的な機能の発揮を通じて、国土を保全し、地域を災害から守り、私たちの生活にうるおいと豊かさをもたらすとともに、食品加工など他産業とも深く結びつき、地域経済を支える重要な役割を担っている。

こうした本道の農業・農村に求められる役割や期待を踏まえつつ、情勢の変化や課題に的確に対応し、将来に向けて持続的に発展していけるよう、農業・農村の振興に関する施策に総合的かつ計画的に取り組み、農業的土地利用を推進する。

#### ア 稲作を主体とする地域

主食用米を中心に加工用米や輸出用米、飼料用米など需要に応じた米づくりや、規模拡大等に対応するための低コスト・省力化技術の導入、麦・大豆等転作作物や高い収益性が期待される園芸、畜産等を組み合わせた経営の複合化などを推進する。

#### イ 畑作を主体とする地域

実需者ニーズに対応した計画的・安定的な生産による適正な輪作体系の維持・確立を基本に、緑肥や堆肥などの活用による土づくりや、そばなどの地域の特色を活かした作物の生産を推進するとともに、農作業受託組織の育成やスマート農業技術の導入などにより、労働負担軽減を推進する。

#### ウ 酪農・畜産を主体とする地域

酪農については、自給飼料基盤に立脚した安全・安心で良質な生乳生産を推進するとともに、家畜改良の促進による乳用牛の遺伝的能力の向上と、その能力を最大限発揮する飼養管理の徹底による生産性の向上、搾乳ロボットなどの導入による省力化を推進する。

また、生産性の向上や労働負担の軽減などを図るため、コントラクターやTMRセンター、酪農ヘルパーなどの営農支援組織の育成を推進する。

肉用牛については、本道が和牛の肥育産地としての地位向上を図るため、和牛の生産拡大の推進や繁殖から肥育までを行う一貫経営への移行、地域で繁殖・育成を集約化する体制の構築のほか、耕種部門への肉用牛の導入や酪農部門との複合経営による多様な肉用牛生産を推進するとともに、ゲノミック評価を活用した繁殖雌牛群の更なる造成と優良種雄牛の作出を推進する。

軽種馬等については、優良な種牡馬や繁殖牝馬の導入促進をはじめ、良質な自給飼料の生産や放牧地の環境改善とともに、生育ステージに合わせた飼養管理技術及び育成調教技術の向上・普及を図り、強い馬づくりを推進する。

## 第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項

農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模は、法第6条第2項各号に掲げる指定要件及び基本指針第3の指定基準に基づき、次のとおり定めるものとする。

なお、指定相当地域の「総面積」は、市町村の行政区域の面積から基本指針第3の(3)により、指定できない区域の土地の面積を除いたものである。

【別紙のとおり】

### 第3 基本的事項

#### 1 農業生産基盤の整備及び開発に関する事項

農業生産基盤の整備は、農作物の収量・品質及び作業効率の向上や冷湿害の軽減など、本道の農業生産に大きく貢献しており、今後も、農作業の一層の省力化・効率化や国内外の需要を取り込んだ付加価値の高い農産物の生産拡大に向けた整備、機能低下が懸念される農業水利施設等の適切な保全管理など、計画的かつ効果的な整備を推進する。

また、近年、台風や大雨などによる自然災害が頻発・激甚化しており、農作物の安定生産に向けた防災・減災対策など、災害に強い農村づくりを推進する。

##### (1) 農業生産基盤の整備の推進

北海道農業農村整備推進方針を踏まえ、スマート農業技術や野菜などの高収益作物の導入を容易とするほ場の大区画化や農地の排水対策、高品質で安定した生産を支える畑地かんがい、農産物の輸送の効率化や農業用車両の安全な走行を支える農道など、農業の生産力と競争力の強化に向けた整備を、農業者が積極的に取り組めるように配慮しながら、計画的かつ効果的に推進する。

自給粗飼料の生産・利用拡大などを通じ安定した酪農畜産経営を確立するため、単収の向上や大型機械作業の効率化を図る草地整備、通年預託を実現する公共牧場整備、飼料生産を外部化するTMRセンターなどの施設整備を、国との連携を図るほか、団体営事業とも役割を分担しながら計画的に推進する。

また、中山間地域など地域の特色に応じた多様な農業生産を支えるため、地形条件など地域の実態に即したきめ細かな整備を推進するほか、ICT技術を活用した新たな整備手法の導入や低コストな基盤整備を進めるとともに、農地の状況、営農形態などに応じた弾力的な整備を推進する。

##### (2) 農業水利施設等の保全管理

農業水利施設等の適切な維持管理を推進するとともに、「北海道インフラ長寿命化計画（行動計画）」を踏まえ、施設管理者が策定した個別施設計画に基づき、補修及び更新を段階的・継続的に行うなどの戦略的な保全管理を推進する。

##### (3) 農業・農村の強靱化に向けた防災・減災対策

農業生産の維持や農業経営の安定を図るため、農業水利施設の耐震化やため池の決壊防止に向けた整備など、防災・減災対策を推進するとともに、災害発生時には、被災した農地や農業水利施設の迅速な復旧により、早期の営農再開が可能となるよう、災害復旧技術者の人材育成を推進する。

##### (4) スマート農業の加速化

スマート農業に関する技術情報の提供や、地域における指導を担う人材の育成など、地域や個々の営農に応じたスマート農業技術の着実な導入を促進する。

また、データを活用した優れた技術や知識の継承、高度な環境制御を行う施設園芸、酪農経営における搾乳ロボットなどの省力化機械の普及、情報通信環境の整備を推進する。

#### 2 農用地等の保全に関する事項

農地は農業生産にとって最も基礎的な資源であり、優良農地の確保とともに、荒廃農

地の発生防止や解消などを推進する。

また、農業・農村は、食料の供給機能とともに、洪水の防止や水源のかん養といった国土の保全、大気の浄化、美しい景観の形成など、様々な公益的機能を発揮することにより、道民の生命と財産、豊かな暮らしを守る重要な役割を担っており、そうした多面的機能の発揮などに向けて地域住民が一体となって進める活力ある農村づくりを推進する。

(1) 計画的な土地利用の推進

農業委員会と農地中間管理機構及び市町村との連携による担い手への農地の利用集積・集約化を推進するとともに、優良農地の確保と荒廃農地の発生防止や再生などを図るため、国や道、農業委員会ネットワークと地域が連携して、農用地区域への編入促進と除外の抑制、開発行為や農地転用の制限などを通じて、計画的な土地利用を推進する。

(2) 地域住民による農村づくりの推進

農用地や集落の将来像の明確化や、農村が持つ豊かな自然を活用した地域活動など、地域住民による話し合いや実践活動を支援する

また、地域課題の解決や地域の活性化に向けて、地域住民が主体となった持続的な取組を促進するため、農村づくりを支える人材の育成を図る取組を推進する。

(3) 多面的機能の発揮促進

農地や水路など地域資源の適切な保全管理や質的向上を図るための地域の共同活動、施設の長寿命化のための活動、生産条件の不利な中山間地域等における農業生産活動を継続するための取組などを支援するほか、農村地域の景観や生態系などに配慮した整備を推進する。

また、農村ならではの良好な景観の形成と農業的土地利用の誘導等を図るため、景観計画区域における景観農業振興地域整備計画の策定を促進する。

(4) 野生鳥獣による農作物等被害防止対策の推進

エゾシカなど野生鳥獣による農作物等被害の防止に向けて、地域が行う捕獲活動や農用地への侵入防止柵の整備、エゾシカ肉等の有効活用など総合的な鳥獣被害対策を推進する。

### 3 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項

人・農地プランで描かれた地域の将来像の実現に向けて、地域の農業者と市町村、農業委員会、農業協同組合、土地改良区などコーディネーター役を担う組織や農地中間管理機構が一体となって、農地中間管理事業等を活用しながら、担い手への農地の利用集積・集約化を推進する。

また、担い手への農地の利用集積・集約化を進めるため、農業委員会や農地中間管理機構等による農地法、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)及び土地改良法などに基づく農地の利用調整や農地保有の合理化に向けた取組を推進する。

### 4 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

持続可能で生産性が高い農業・農村の確立を図るため、農業の生産力・競争力の強化に向けた農業生産基盤の計画的な整備や、生産性向上に向けた新品種・新技術の開発・

普及、高性能な農業用機械やスマート農業技術の導入など生産基盤の強化とともに、集出荷貯蔵施設、加工施設など生産・流通体制の整備や、クリーン農業など環境と調和した持続可能な農業を推進する。

また、食市場の変化やニーズの多様化に対応した需要を取り込むため、ブランド力の強化や輸出を含む農産物等の販路拡大を図るとともに、地域ぐるみで取り組む6次産業化や関連産業との連携強化など地域資源を活かした新たな価値の創出を推進する。

○ 稲作

水稻生産力の維持・確保に向けて、関係機関・団体と一体となって「生産の目安」を設定し、主食用米を中心に加工用米や輸出用米、飼料用米など需要に応じた米づくりに取り組むとともに、直播、高密度播種栽培など低コスト・省力化技術の導入や新品種の開発・普及を推進する。

○ 畑作

実需者ニーズに対応した計画的かつ安定的な生産による適正な輪作の維持・確立を基本に、緑肥や堆肥などの活用による土づくりや、そばなどの地域の特色を活かした作物の生産を推進する。

<小麦>

日本めん用やパン・中華めん用など各用途の需給動向に即した品種の作付けを基本に、加工適性に優れ気候変動や病害に強い多収品種の開発・導入、品種や地域特性などに応じた安定栽培技術の普及を推進する。

<豆類>

需給動向に即した作付けを基本に、豆腐や製あんなどの加工適性に優れ気候変動や病害に強い多収品種の開発・導入、農地の排水改善、安定栽培技術の普及、収穫作業の機械化・組織化による省力・低コスト生産を推進する。

<てん菜>

輪作体系上重要な基幹作物として作付けの安定化を図るため、低コストで省力的な生産体制の確立や糖量の多い耐病性品種の導入、農地の排水改善、安定栽培技術の普及を推進する。

<馬鈴しょ>

実需者ニーズに対応した作付けを基本に、各種用途に適したジャガイモシストセンチュウ抵抗性などの耐病虫性品種の開発・導入を推進するとともに、作付の安定化を図るため、低コストで省力的な生産体制の確立を推進する。

○ 野菜

消費者・実需者の多様なニーズに対応した多様な品目の安定生産や、ハウスの環境モニタリングデータを活用した生産性向上、高度な環境制御を活用した施設園芸の地域展開を推進する。

○ 果実

高品質果実・果実加工品の安定生産や、担い手の確保と果樹農業者の経営安定、果実・果実加工品の需要拡大、6次産業化や高付加価値化、醸造用ぶどうの生産拡大に向けた取組と関係者の連携による情報提供を推進する。

○ 花き

高品質な花きの安定生産や流通の高度化、道産花きの需要の拡大、花き文化の振興を推進する。



- 酪農  
自給飼料基盤に立脚した安全・安心で良質な生乳の生産や、家畜改良の促進による乳牛の遺伝的能力の向上とその能力を最大限発揮する飼養管理の徹底による生産性の向上、搾乳ロボットなどの導入による省力化を推進する。
- 肉用牛  
道内における和牛の生産拡大を推進し、和牛の産地としての地位向上を図るとともに、ゲノミック評価を活用した繁殖雌牛群の更なる造成と優良種雄牛の作出を推進する。
- 軽種馬等  
優良な種牡馬や繁殖牝馬の導入促進をはじめ、良質な自給飼料の生産や放牧地の環境改善とともに、生育ステージに合わせた飼養管理技術及び育成調教技術の向上・普及を図るため、競走馬生産振興事業や畜産振興補助事業を活用し、強い馬づくりを推進する。
- 中小家畜  
豚や鶏などの安定的な生産に向けて、需要に応じた計画的な生産や飼養衛生管理の徹底などを推進するとともに、蜜源調査や適正な転飼調整などにより養蜂を振興する。

## 5 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項

農業従事者の高齢化が進行する中、農業・農村に多様な人材が定着し活躍できるよう、家族経営など担い手の経営体質の強化や法人組織経営体の育成・発展など農業経営体の安定・発展とともに、新規就農者の育成・確保や経営感覚を備えた農業経営者の育成、地域をリードする女性農業者の育成など農業経営の担い手の確保・定着を図る。

### (1) 家族経営などの経営体質の強化

意欲の高い担い手が主体性と創意工夫を発揮した経営を展開できるよう、農地の集積・集約化や新技術の導入、機械・施設の整備など生産基盤の強化に向けた支援を推進するとともに、農業経営の法人化を推進する。

### (2) 新規就農者の育成・確保

将来的に農業を職業として選択する人材を育成するため、高校生や大学生など若者に対し、職場見学や出前授業を通じた農業経営者等との交流など、農業の魅力を伝え、就農への動機付けとなる取組を推進する。

農業の内外から新規就農を促進するため、北海道農業担い手育成センターによる地域農業の特徴や就農支援制度、研修受入農家等に関する情報提供や相談活動などを推進する。

また、新規就農希望者が円滑かつ確実に就農し早期に農業経営が確立できるよう、地域の幅広い関係者が連携して就農準備段階から経営開始後まで一貫して支援する地域の受入体制を充実するとともに、地域で実施する生産技術等の実践的な研修などの取組を支援する。

### (3) 経営感覚を備えた農業経営者の育成

初期投資の負担軽減や就農直後の所得の確保など、経営の安定化に向けた取組や就農初期の不安解消や技術支援に向けて、農業者や関係機関など地域でサポートする取

組を推進する。

また、就農後における経営の早期安定を図るため、実践的な研修教育や農業改良普及センターによる技術・経営指導を推進する。

(4) 地域で経営体を支える組織の育成・強化

生産性の向上や労働負担の軽減などを図るため、農作業受託組織やTMRセンターなど経営体を支えるシステムづくりを推進する。

農作業受託組織やTMRセンターなどの安定的な運営を図るため、オペレーター等の人材の確保と技術・能力の向上を推進するとともに、スマート農業技術や新たな生産システムの円滑な導入を推進する。

酪農ヘルパー事業の円滑な推進のため、ヘルパー要員の労働環境や処遇の改善、人材育成を促進する。

また、農業協同組合など農業関係機関・団体の運営基盤を強化し、機能を充実する。

(5) 地域をリードする女性農業者の育成

農業経営における女性参画を推進するとともに、女性農業者の技術や経営など資質向上を図る取組を推進する。

また、女性のネットワーク活動の強化や女性農業者の活躍に向けた意識啓発などを通じて、男女ともに能力を発揮できる環境づくりを推進する。

(6) 都市・農村交流の促進

農業・農村が果たしている役割などに対する道民の理解の促進や、地域の活性化を図るため、農村地域の持つ豊かな自然や食などを活用した都市と農村との交流を促進するとともに、都市住民との交流活動に意欲的な農場として道が登録する「ふれあいファーム」による草の根交流を推進する。

教員を対象とした農業関係者による農村ホームステイへの支援などを通じ、職業としての農業と生活の場としての農村の理解促進を図る取組を推進する。

農泊や農村ツーリズムを通じて都市・農村の交流を促進するとともに、農村を訪問した都市住民が、引き続きその地域への関心を持ち、様々な形で地域と関わる関係人口の裾野を広げる取組を推進する。

また、子どもたちが農業・農村への理解を深めることで、豊かな人間性などを育む効果や、将来の関係人口として地域の支えとなる人材となることが期待される子ども農山漁村交流などの取組を推進する。

(7) 農業・農村の魅力の発信

情報誌の発行やSNSなどを通じ、地域ごとに特色のある本道農業・農村の魅力や情報を発信する。

また、小・中学生や高校生、都市住民などが、本道の食や農業・農村に対する理解を深める学習機会の充実に向けた取組を推進する。

## 6 3に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項

中山間地域等における直接支払い制度を活用した取組等への支援とともに、地域ぐるみで行う農村ツーリズムや6次産業化の推進などを通じ、若者や女性、高齢者、障がい者、外国人材など多様な人材が農業・農村で活躍できる環境づくりを進める。

(1) 地域の特徴を生かした営農と所得の確保

中山間地域等において、多様な経営体が中山間地域等直接支払制度により生産条件に関する不利を補正しつつ、地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組などを支援する。

また、中山間地域等の特色を活かした営農と所得の確保に向けて、基盤整備と生産・販売施設等との総合的な整備を推進する。

(2) 地域資源を生かした所得と雇用機会の確保

農業者を含む地域の多様な主体が地域ぐるみで連携して、食・滞在・体験等を提供する農村ツーリズムを推進する。

また、農村への農業関連産業の立地・導入等を通じて、農村全体の雇用の確保と所得の向上を促進する。

(3) 地域ぐるみの6次産業化の推進

地域内外の関係機関や団体等との連携のもと、地域ぐるみの6次産業化・農商工連携に向けた推進体制を整備する。

6次産業化に取り組む農林漁業者などに対し、北海道6次産業化サポートセンターによる商品開発や加工技術の習得・経営改善に向けたサポート活動を推進するとともに、優れた経営感覚を持って6次産業化に取り組む人材の育成などを推進する。

また、2次・3次事業者と連携して取り組む新商品開発や販路開拓などの取組を推進する。

**7 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項**

農村地域の快適性と安全性の確保を図るため、営農用水と併せて生活用水を供給する営農飲雑用水施設、生活雑排水を処理する集落排水施設、農村の交通アクセスの向上を図る農道、インターネットの快適な利用に不可欠な情報通信基盤整備などの生活環境を整備する。

また、水路等への転落防止やため池のハザードマップの作成など農業水利施設の安全対策・防災対策を推進する。